

令和5年2月13日

## 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案に対する意見

全国市長会

今般、環境省から熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定避暑施設や熱中症対策普及団体の指定、政府による熱中症対策実行計画の策定等が盛り込まれた標記法律案が示された。

都市自治体においては、地域における熱中症対策を推進するうえで、標記法律案に関して下記の意見等もあることから、国は、これらの意見等を十分に踏まえ、地域における熱中症対策は、関係主体のそれぞれの役割を尊重し、相互連携による取組が促進されるようにするとともに、都市自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に取り組むことができる仕組みとされたい。

### 1 熱中症特別警戒情報について

熱中症特別警戒情報の通知方法については、国と地方が連携してDX社会の実現に向けて取り組んでいる現状にかんがみ、従来の国・都道府県・市町村といった階層的な伝達方法に限定することなく、国から地方自治体に一斉に通知するなど、確実かつ迅速な情報伝達の方法も検討するべきである。

### 2 避暑施設について

公共施設については、公的な役割にかんがみ、市町村のみならず、国・都道府県それぞれの責務として主体的に開放する仕組みとするべきである。

また、民間施設については、これまで社会貢献の一環として協力関係のもとに実施されている地域の熱中症対策の取組を生かしつつ、更なる充実を図るためにも、事業者の自主的・主体的な協力を後退させることがない仕組みとするべきである。

なお、熱中症特別警戒情報が発表される著しい高温の中、住民等が当該施設に移動することにより、かえって熱中症リスクが高まる懸念があり、国においては、実効性のある避暑施設の在り方について十分検討されたい。

### 3 熱中症対策普及団体について

市町村長による熱中症対策普及団体の指定については、各自治体の主体的な判断により対応できるようにするべきである。

### 4 政府が策定する熱中症対策実行計画について

政府の熱中症対策実行計画の策定に当たって、地方公共団体の施策に関する事項を規定する場合は、全国一律の個別具体的な施策の実施や当該施策に係る数値目標の達成を求めることなどにより、都市自治体の自主性が損なわれることがないようにすべきである。

以上